

平成24年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成24年12月19日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成24年12月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)(討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)(討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第11 議案第11号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第12 議案第12号 周防大島町総合体育館及び陸上競技場の指定管理者の指定について
(討論・採決)
- 日程第13 議案第13号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について(討論・採決)

- 日程第14 議案第14号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第16 同意第1号 周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第2号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 発議第1号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 発議第2号 周防大島町議会等の調査及び公聴会等に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 発議第3号 周防大島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第21 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）（討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成24年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）（討論・採決）

- 日程第10 議案第10号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第11 議案第11号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第12 議案第12号 周防大島町総合体育館及び陸上競技場の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第13 議案第13号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第14 議案第14号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第15 議案第15号 周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第16 同意第1号 周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第2号 周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 発議第1号 周防大島町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 発議第2号 周防大島町議会等の調査及び公聴会等に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第20 発議第3号 周防大島町議会会議規則の一部改正について
- 日程第21 議員派遣の件について

出席議員（16名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 魚原 満晴君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |
| 5番 荒川 政義君 | 6番 中本 博明君 |
| 7番 松井 岑雄君 | 8番 今元 直寛君 |
| 9番 尾元 武君 | 10番 平野 和生君 |
| 11番 吉田 芳春君 | 12番 濱本 康裕君 |
| 13番 久保 雅己君 | 14番 小田 貞利君 |
| 15番 平川 敏郎君 | 16番 新山 玄雄君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中尾 豊樹君	議事課長	中村 和江君
書記	大下 崇生君	書記	林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	副町長	岡村 春雄君
教育長	西川 敏之君	公営企業管理者	石原 得博君
総務部長	星出 明君	産業建設部長	西本 芳隆君
健康福祉部長	西村 利雄君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	松村 正明君	大島総合支所長	北杉 憲昌君
東和総合支所長	木村 順一君	橘総合支所長	中原 義夫君
会計管理者兼会計課長			岡本 洋治君
教育次長	中野 守雄君	公営企業局総務部長	河村 常和君
総務課長	奈良元正昭君	財政課長	中村 満男君

午前9時34分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。それでは、18日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．議案第1号

日程第2．議案第2号

日程第3．議案第3号

日程第4．議案第4号

日程第5．議案第5号

日程第6．議案第6号

日程第7．議案第7号

日程第8．議案第8号

日程第9．議案第9号

議長（新山 玄雄君） 日程第1、議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）から日程第9、議案第9号平成24年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの9議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は12月13日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第1号平成24年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

私、今まで国保制度の矛盾について行政がどのように対応していくのかということで討論してきました。国保会計が持つ今の現状、これを考えますと、実際的に医療費の負担割合、これを大幅に落としてきたという国の責任の部分が大きい、ということは常々言ってきております。

そして、この間どうだったかということ、かつて私たちが議員になった頃は、医療費負担分という格好で国保会計が存続、ありました。その後どうなったかということ、制度改正がありました。例えば、介護保険が制度改正されて、国保会計から介護分の負担分、これが上乗せになりました。

そして、次にどうなったかということ、後期高齢者医療分、これも国保会計から負担するということになりました。そうすると、今日のような状況になると、実は所得割合分の増がかなり大きくなっているというのが、国の政治の中の矛盾として国保会計にあらわれているというのが私の見方であります。

今回も、実は一応町負担分が2,697万8,000円、その他一般会計分として年度当初と累積して、1億2,300万円、これは、私は否定するものではないということはたびたび言っております。そしたら、なぜかということです。それは、椎木町長が出納閉鎖期にせっかく繰り入れた部分、これを繰り戻すということをやる限りにおいては、今の国保の負担軽減につながるんじゃないということでもあります。

だからこそ、せっかく財調を取り崩して椎木町長が国保会計に繰り入れるという判断があるなら、少なくとも出納閉鎖期に繰入金調整を私はするべきではないと。やっぱり、その弱い会計は

きちっとそのまま置いていく方法をとるべきだと。それでなければ、また、質疑の答弁に見られたようにすぐ引き上げにつながっていく恐れがあると。これは、私だけの恐れではないというふうに考えております。

実際的に、今、国保の世帯、今年度改正部分として、実は所得割に大きく依存する国保税体系になったと。というのは、3会計の実際的な流れであります。そして、引き上げ分として、一応執行部側は500万円という言い方をしておりますが、実際的には補正というのは、そういう、いわゆる負担増部分にきちっと対応して、それを抑えるほうが私は大事だと。やり方は、来年度やろうと、実際的にやり方はありますが、実際的にその努力が私は見られないというのが、国保会計に対する、町長に対する、私は疑念であります。

そういう立場から、この国保会計については反対せざるを得ないというふうに考えております。以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第2号平成24年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第3号平成24年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第4号平成24年度周防大島町介護保険事業特別

会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第5号平成24年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第6号平成24年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第7号平成24年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第8号平成24年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。広田議員。

議員（４番 広田 清晴君） 議案第９号平成２４年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第２号）について、賛成の立場から討論しておきたいというふうに思います。

今回の補正は、基本的には、いわゆる看護師等の減額、この補正が一つです。それに伴い、実際的には各入院・通院等の事業量の見直し、これが議案の内容であります。そういう中で、今回、実は事前に調査させてもらいました。その中で、特に看護師等の不足をどう、やっぱり補っていくのか。町の仕事と違って、一定の看護師を確保する、看護助手を確保する、そういうことなしに、実は事業量も増えないというのが、今の公営企業局の現状であります。

そういう中で、実際的には、看護師等については見通しとして、来年の３月に、一応８人余りの増が見込まれるということですが、それ以上の増がなければ、実際的には、今、療養病床が本来なら６０受け入れが可能ですが、実際的には５０で運用しようというのが実態なんです。

そういう状況を克服するためにも、討論の中では引き続き、看護師増を実現する、そしてまた、医師最低１名は確保するというので、企業局のほうには最大限の努力を求めておきたいというのが賛成討論の一つの柱であります。

もう一つは、貸借対照表で見るところによりますと、実際的には現金預金については減っております。そういう中で、増分もあるという状況ですが、今までも言っておることですが、当年度純利益、これをできるだけこの数字を増やしていくよう、これも最大限の努力を求めておきたいと。質疑をしておりますが、推定はできます。だから、私がいつも言うように、これにできるだけ近づくための努力、これを再度要請したいということで、討論をしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第９号平成２４年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１０．議案第１０号

日程第１１．議案第１１号

日程第12．議案第12号

日程第13．議案第13号

日程第14．議案第14号

日程第15．議案第15号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第10号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから日程第15、議案第15号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は12月13日の本会議で終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第10号、討論はありませんか。尾元議員。

議員（9番 尾元 武君） 議案第10号周防大島町久賀歴史民俗資料館等の指定管理者の指定につきまして、私は反対の立場で討論させていただきたいと思います。

提案し、また質疑が行われ、討論即採決という議会のルールの中では、ここで反対の立場をとらざるを得ない現状もただいまから申し上げる理由の中から御理解もいただければと思いますので、その旨よろしくお願ひしたいと思います。

まず、その理由といたしまして、これまでの指定管理者は、町からのモニタリング等では、SからDの5段階の評価があるそうですが、Aの評価を受けておるということであります。客観的に、極めて交代をしなければならないような理由はないのではなかろうかというのが、第一のところであります。

そして、選定委員会で文化財の保存、活用という運営方針が決められているために、指定団体が、より募集要項を満足する団体として高い評価点が与えられ選ばれたという、このことに関して、運営方針等が公募時に公表がされていたのかどうかというところであります。ここに、一つの公平性を欠くものを感じるところであります。

また、宮本常一資料保存研究協議会等は教育委員会が所管する団体でありまして、その中の、実質的なその実績という部分、これがどこまで協議会の皆さんがなされたものか、そこにもまだまだしっかりとした情報が欲しいところであります。

私が聞いている範囲のことをここで発表すれば、その部分で教育委員会等、また周防大島町文化交流センター等の職員等、また広島大学のほうが行ったものも多いように伺っておるわけでありませぬ。

また、交流人口100万人を目指した賑いの創出という町の方針等、そういった方針等を選定委員会の皆さんは御存じであったのか。その中で管理していたときと比べてこのBというこれまでの指定管理者は、年平均、予算は少なくなったにもかかわらず、年平均で1万5,000人増

という大きな結果も交流人口としては残しておるわけであります。飲食の施設というのも、決してこれはB管理者がリフォームしたわけではなく、もともとそこに目的としてある施設を有効利用した結果でもあるわけであります。

もし、この運営に狂いというものを感じていたならば、モニタリング等でAの評価ではなく、もっとより低い評価の中で、指摘、指導があってもおかしくなかったのではなからうかと思うわけであります。

これまで、全く不祥事があったわけでもありません。選定委員会の御意見を尊重させていただく中にも、今一度採決を行うまでにより多くの情報を求めたいというのが、私がこの反対の立場に立たせていただいた大きな理由であります。その旨御理解いただきたく、よろしくお願ひしたいと思います。

議員各位におかれましても、私の意見に対して、また御理解をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。松井議員。

議員（7番 松井 岑雄君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

私どもは、御存じのように皆さんも資料をいただいておりますけれども、この資料の点数制度の配分によって是非を決めていくしかありませんけれども、この指定管理者選定委員会を通じまして5人の委員の皆様で現在のお方が選ばれたわけでございます。したがって、町長自身が選定されたわけでもありませんし、きちんとした指定管理者選定委員会を通じて執行部が受けた原案であります。したがって、従来おやりになったお方も大変だとは思いますが、新たに選考された方のほうが点数的にも評価点が少し高かったというのが厳正な審査であったように見受けられます。

顧みますと、現況の周防大島町から見ると、赤字再建団体にならなかった周防大島町でございますが、もし、なっていたとすれば全て排斥されてしまうような施設管理でございます。不要なものも随分抱えております。これは、旧町から持ち寄ったものですから、皆さんにもしっかり御理解をいただくものだとは思っていますけれども、当面、町長は、そういったものを切り捨てるのではなくて、やっぱり活用しようと、皆さんのためにしっかり活用しようと、しかも交流人口も増やしていこうと。しかもその上で定住が図れるんだったら、この上いいものはないなというお考えで、今、実行に移されているわけですが、随分、この私が4年間見ました周防大島町の予算に対しましても、決して楽な予算ではございません。起債制限比率も18%を切りました。町長が所信表明演説の中で、まだ道半ばであるというふうに財政の健全化のことをおっしゃっておられましたように、やっぱり楽な経営ではないけれども、周防大島町という一つの会社です。この会社を切り盛りするのも大変な仕事でございますけれども、それをしっかり赤字にならないよ

うに、しかも町民の皆様、あるいは交流人口の皆様をお支えする意味でしっかり頑張っておられますので、ぜひこの辺も、議員各位の皆様も御理解を賜りまして、このたびの賛成討論とさせていただきます。

よろしく御支援のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。広田議員。

議員（4番 広田 清晴君） 今回、この事案について、実際的に指定管理制度の一番まずい部分が出たと、その上で質疑をするということを私は言いました、質疑の中で、しょっぱなに言いました。

なぜかという、実はこの指定管理制度そのものが全国でほころびがでているという、一つがあります。この指定管理制度は、実は思い起こせば2006年当時、新自由主義のもとで、歴史的には、市場化テスト法案等と一緒に、実は発生した地方自治法の改正の中の一つでありました。

私たちは当時から危惧しておりますから、周防大島町が導入した合併以降の中で、常に指摘はしてきました。その中で一部取り上げて、3年では、実は設備投資部分がだめではないかということで、今回の議案を見ると一部前進で5年に変更という部分は、当然私は見ているわけであります。

しかし、今回の総評を聞いておりますと、実は私自身が調べてみても、例えば3年前にこの団体が大幅な点数減ということなら、私はある程度理解もできるし予測もできます。

しかし、私たち議会は、まず最初に、いわゆる公共施設を見に行こうという中で、この団体とも協議をしてきました。それ以後、じゃ一体具体的に、月々どんな問題が起こっていたのかということなんです。具体的に問題があるのなら、その時々の中で、いわゆる変えていく、これが執行部の努力です。

しかし、そういう努力を一切していないということであり、この指定管理については、だから、特に得点、3年前とどれだけ得点が違うかということ、実際的には大きく離れたところが公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるものであること、ここが大幅に、いわゆる今回の中で点数が下っちょる、3年前と比較して。それとあわせて大幅に下がったところが、その他町長等が別に定める事項、これが下がっております。その理由について、実際的には町側は答弁できないわけです。結局、指定管理制度というのは丸投げしちよるんです、いわゆる評定に。ですから、評定の結果が全てを決めてしまうという状況があるんです。

これが、本当に指定管理制度で、その矛盾を克服しようとするならば、その時々現場に出て行って、執行部が努力し、協議し、そういうことをすれば、決してこんな評定にはならない、これ

が私の考え方です。その時々問題点があれば、執行部はまさしく正すんなら正す、その方向で努力すべきです。1回15分の、実際プレゼンテーション、そして、結果的にはそのプレゼンテーションに対する15分での、いわゆる質問。これで果たして、5年間に延びましたが、5年間で本当に5,000万円も6,000万円もにかかわるような部分が本当に評価できるかどうか、真面目に考えたら私はわかることだというふうに考えております。

ですから、今回、このような点数結果になったということは、非常に私は疑念があるということとあります。ですから、議員の皆さん方にぜひともこの議案については、やはりきちっと反対すべきであるということを述べまして、私の討論としたいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第10号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第11号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第12号周防大島町総合体育館及び陸上競技場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第13号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第14号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第15号周防大島町総合交流ターミナル施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第16・同意第1号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につきまして補足説明を申し上げます。

厳しい財政状況の中、より効率的で効果的な行財政運営を進めるため、地方公共団体の財務管

理並びに経営管理に関する豊富な専門知識や経験を有しておられる西本克也氏を周防大島町監査委員として選任いたしたいと存じます。

西本氏の経歴につきましては、参考資料として添付のとおりであります。人格は高潔ですぐれた識見を有し、周防大島町監査委員として最適任であると考えております。

よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので質疑・討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。同意第1号周防大島町監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17・同意第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第17、同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、尾元武議員の退場を求めます。

〔9番 尾元 武君 退場〕

議長（新山 玄雄君） 提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第2号周防大島町監査委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員に尾元武氏を選任したいのであります。尾元氏は議会議員の経験も豊富で、行財政の管理運営にも精通し、事業の経営管理に関する専門知識や経験も有しておられます。

人柄や生活等につきましては、改めて私から申し上げるまでもなく、皆さん御承知のとおりと存じますが、高潔、公正で、周防大島町監査委員として最適任であると考え、今般お願いするものであります。任期は議員の任期によることとされております。

よって、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので質疑・討論は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。

これより、起立による採決を行います。同意第2号周防大島町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

尾元議員の入場を許します。

〔9番 尾元 武君 入場〕

議長（新山 玄雄君） ただいま同意されました、尾元議員より挨拶をお願いいたします。

議員（9番 尾元 武君） ただいま選任いただきました、尾元でございます。

非常に重責なところでありまして、まだまだ私自身浅学非才であります。至らぬところばかりではございますが、しっかりと勉強させていただく中に、町財政の運営に当たり、しっかりと監査という大役を務めさせていただきたいと思っておりますので、また皆様の御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。ありがとうございます。（拍手）

議長（新山 玄雄君） どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第18．発議第1号

日程第19．発議第2号

日程第20．発議第3号

議長（新山 玄雄君） それでは、日程第18、発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正についてから日程第20、発議第3号周防大島町議会会議規則の一部改正についての3議案を一括上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。小田議員。

議員（14番 小田 貞利君） 提案理由の説明をさせていただきます。

発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正、発議第2号周防大島町議会等の調査及び公聴会等に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正及び発議第3号周防大島町議会会議規則

の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、これを改正するものであります。

議案と新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと思います。

発議第1号は、委員会条例の一部改正であります。

これまで、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関しましては、それぞれ条文化されておりましたが、今回の地方自治法改正により一つの条文に統合されました。委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、本条例第7条第1項から第3項に所要の規定を加えるものであります。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日」からとするものであります。

発議第2号は、議会等の調査及び公聴会に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正であります。

今回の地方自治法改正により、本会議において公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、本条例第2条に、公聴会に参加した者や参考人として出頭した者に対する実費の弁償の規定を加えるもので、施行日は公布の日からとするものであります。

また、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する規定が地方自治法第109条に統合されたことにより、本条例第2条の条文中、委員会の意見聴取をする規定「法第109条第5項もしくは第6項、第109条2第5項または第110条第5項」を「法第109条第5項」に改めるものであります。施行日は、発議第1号と同様、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日からとするものであります。

発議第3号は、会議規則の一部改正であります。

今回の地方自治法改正により、法第115条の2に、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致ができることが規定されたため、本規則に第14章公聴会、第15章参考人として、新たに章を設け、所要の規定を加えるとともに、第17条第1項の条文中、修正の動議を規定する「法第115条の2」を「法第115条の3」に改めるもので、施行日は公布の日からとするものであります。

また、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に関する規定が一つの条文に統合されたことにより、本規則第73条第2項の条文中、議会運営委員会の所掌事務を規定する「法第109条の2第4項」を「法第109条の第3項」に改めるもので、施行日は地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書の政令で定める日からとするものであります。

議員各位の全員の御賛同をお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

発議第2号周防大島町議会等の調査及び公聴会等に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

発議第3号周防大島町議会会議規則の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小田議員さん、御苦労さまでございました。

これより、討論、採決を行います。

発議第1号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

発議第1号周防大島町議会委員会条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

発議第2号周防大島町議会等の調査及び公聴会等に出頭する者の実費弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。

発議第3号周防大島町議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第21．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

・ ・

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、平成24年第4回定例会を閉会いたします。

事務局長（中尾 豊樹君） 御起立願います。一同、礼。

午前10時18分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 3月14日

議 長 新山 玄雄

署名議員 魚谷 洋一

署名議員 魚原 満晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員